

飯能市ナラ枯れ防除対策資材等支給実施要領

制定 令和4年4月20日森林づくり推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という。）の殺虫及びナラ菌等の殺菌（以下「駆除」という。）並びに健全木への伝染防止対策（以下「予防」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において、必要となる資材及び薬剤（以下「資材等」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 この要領において「ナラ枯れ」とは、ナラ類の樹木がカシナガにより運び込まれたナラ菌等により枯死することをいう。

(支給対象者)

第2条 資材等の支給対象者は、次のとおりとする。

(1) 被害木を所有し、若しくは管理する者又は当該被害木が存する土地の所有者

(2) 保護したい健全木を所有し、若しくは管理する者又は当該健全木が存する土地の所有者

(支給する資材等の種類)

第3条 支給する資材は、くん蒸用被覆シート及び粘着シートとする。

2 支給する薬剤は、キルパー40とする。

(防除の方法)

第4条 駆除の方法は、次のとおりとする。

(1) 伐倒くん蒸 被害木を伐倒し、玉切りし、集積し、及びくん蒸用被覆シートで密閉し、薬剤でくん蒸処理をする方法

(2) 粘着シート被覆 被害木の樹幹を粘着シートの粘着面を内向きにして被覆する方法

2 予防の方法は、健全木の樹幹を粘着シートの粘着面を外向きにして被覆する方法の「粘着シート被覆」とする。

(資材等の使用量)

第5条 支給する資材等の標準的な使用量は、次のとおりとする。

(1) 伐倒くん蒸に使用する被覆シートは、立木材積1立法メートル当たり縦4メートル、横4メートルのものを1枚とする。

(2) 伐倒くん蒸に使用する薬剤は、立木材積1立方メートル当たり0.75リットルとする。

(支給手続等)

第6条 資材等の支給を希望する者は、資材等の支給申請書（様式第1号）に位置図及び現況立木の写真を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請書に記載された資材等を支給し、及び資材等支給書（様式第2号）を交付するものとする。

3 資材等の支給を受けた者（以下「利用者」という。）は、作業終了後、資材等の返却と作業の実施状況報告書（様式第3号）を市長に提出するとともに、支給された資材等に残が生じたときは速やかに当該資材等を返却しなければならない。

（順守事項）

第7条 利用者は、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 支給された資材等を、駆除又は予防以外の用途に使用しないこと。
- (2) 支給された資材等を亡失し、又は毀損したときは、市長に報告し、指示を受けること。この場合において、当該資材等が使用不能となったときは賠償すること。
- (3) 支給された資材等を譲渡し、交換し、及び転貸しないこと。

（支給の取消し等）

第8条 市長は、利用者がこの要領の規定に違反したとき、又は虚偽その他不正な方法によって資材等の支給を受けたときは、資材等の支給の決定を取り消し、及び返却又は賠償を命ずることができる。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。